

ご利用に当たって



- 相談内容の秘密は守ります。希望や同意がない限り、相談内容や相談があったことを誰かに伝えることはありません。ただし、体や命に危険があると判断したときなど、緊急の場合は、警察や学校、関係機関等と連携して、安全を確保する場合があります。
- 可能な限り多くの方から相談を受けるため、相談は1日1回、1回30分を目安とします。
- 法務局側からのメッセージ送信後10分を経過しても応答がない場合は、相談を終了する場合があります。
- 意見・要望、虚偽、嫌がらせ、いたずらと認めるものについては対応しない場合があります。
- 相談が集中した場合は、対応できない場合があります。改めて相談するか、電話又はメールによる相談窓口をご利用ください。
- 相談内容は、誰の相談か分からないよう個人情報を消した上で、SNS (LINE) による人権相談をより良いものにするための検証に利用する場合があります。



LINE 公式アカウント の運用指針について

LINE公式アカウントの運用指針は、下記URLをご覧ください。
なお、運用指針に関するご質問は、法務省人権擁護局調査救済課までお問い合わせください。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html

こどもの人権110番 (通話無料)

0120-007-110

こどもの人権SOS-eメール



<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

インターネット人権相談

検索

みんなの人権110番



0570-003-110

法務局では
LINEじんけん相談のほかに、
電話やメールでも相談する
ことができます

